

令和7年第1回佐川町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和7年1月29日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和7年1月29日 午前9時宣告

開 議 令和7年1月29日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	6番	宮崎知恵子	7番	西森 勝仁
	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子	10番	森 正彦
	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正	13番	永田 耕朗
	14番	藤原 健祐				

欠席議員 5番 橋元 陽一

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司		
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産 業 振 興 課 長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
住 民 課 長	真辺 美紀	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤本 雅徳

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。
1 番 齋藤 光 2 番 岡林 哲司

令和7年第1回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和7年1月29日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長挨拶
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程第6 議案第1号 令和6年度佐川町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議案第2号 さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

ただいまから令和7年第1回佐川町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、5番、橋元議員から欠席の届けが出ております。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、1番、齋藤光君、2番、岡林哲司君、兩名を本臨時会の会議録署名議員とします。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって会期は本日1日と決定しました。

日程第3、町長挨拶を行います。

町長（片岡雄司君）

皆様おはようございます。

本日は令和7年第1回佐川町議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、また大変寒い中、ご出席をいただき、令和7年第1回佐川町議会臨時会を開催できますことを心より感謝申し上げます。

また日頃は町政運営全般に対しまして、議員の皆様にはご指導ご協力を賜りまして、この場をお借りしまして心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

新年度が始まりまして、約1ヵ月が過ぎようとしております。現在令和7年度の当初予算編成に取り組んでいるところでございます。

また、これから令和7年度の人事異動も行い、新たな気持ちと元気を持って、新年度に向け、町政運営に努めていかなければならないと実感しているところでございます。

今回、本臨時会では、専決処分の報告、損害賠償の額の決定を2件と、令和6年度一般会計補正予算（第7号）と、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案を2件、提出させていただいて

おります。

議員の皆様には、何とぞ慎重なるご審議の上、ご了承、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

以上で町長挨拶を終わります。

日程第4、報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）から日程第5、報告第2号、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）まで、以上2件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは報告案件につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）につきましては、令和5年4月4日から12月18日にかけて実施をいたしました、町所有の佐川駅前ビル解体工事の施工に伴う振動により、相手方の所有物件に損害を与えたことに対する損害賠償の額の決定を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年12月24日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。賠償する相手方は専決処分書に記載のとおりで、賠償額は22万8,959円です。

続きまして、報告第2号、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）につきましても、報告第1号と同様に、令和5年4月4日から12月18日にかけて実施いたしました、町所有の佐川駅前ビル解体工事の施工に伴う振動により、相手方の所有物件に損害を与えたことに対する損害賠償の額の決定を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年12月24日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。賠償する相手方は専決処分書に記載のとおりで、賠償額は8万3,590円です。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第6、議案第1号、令和6年度佐川町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは議案第1号についてご説明を申し上げます。

議案第1号、令和6年度佐川町一般会計補正予算（第7号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ9,845万3千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ96億7,938万1千円とするものであります。

議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

おはようございます。

それでは議案第1号、令和6年度佐川町一般会計補正予算（第7号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

補正予算書の10、11ページをご覧いただきたいと思います。歳出の事項別明細書となっております。

まず一番上の段の2款、1項、4目企画費、12節委託料、説明欄の人口減少対策プロモーション委託料の44万円につきましては、現在制作中の動画のナレーションを、佐川町出身の声優に依頼することによる増額となっております。

次の8目諸費、18節負担金補助及び交付金、説明欄の防犯灯設置工事補助金40万円につきましては、想定を上回る補助金の申請をいただいているところから、増額するものでございます。

次の12目物価高騰対策費の増額の主なものは、18節負担金補助及び交付金の6,900万円で、内訳といたしまして、説明欄にございますように2つの項目があります。

説明欄の記載と前後いたしますが、1つ目は、令和6年度の住民税非課税世帯追加給付の6,300万円です。これは対象見込みの2,100世帯に、1世帯当たり3万円を給付するものでございます。

2つ目は、価格高騰重点支援給付金（子ども加算分）600万円です。これは先ほどの非課税の対象世帯に18歳以下の子供さんがいる場合、子供さん1人につき2万円を給付するもので、対象人数を300人と見込んでおります。

次の表の6款、1項、1目商工振興費、18節負担金補助及び交付金、説明欄の産業振興推進総合支援補助金2,250万円についてご説明をさせていただきます。

高知県の実施いたします産業振興推進総合支援補助金、以下産振補助金と申し上げます。こちらを活用して、町内事業者の工場新設及び製造機械の購入補

助を実施することといたしまして、令和6年度当初予算におきまして、全体事業費7千万円に対して県2分の1、町4分の1の合計4分の3の補助金5,250万円を計上しておりましたところ、産振補助金の県の審査会におきまして、販売強化や生産体制等についてのご指摘をいただき、事業計画を再度検討することとなりました。その指摘事項につきまして、県のアドバイザー事業を活用して、事業者、外部アドバイザー、町商工会、県及び町で事業計画の見直しを行った結果、実施場所の変更、事業規模の拡大等により、全体事業費が3千万円増額となったことから、その4分の3の2,250万円の増額補正をお願いするものでございます。

最後の表の9款、5項、2目学校給食費、10節需用費、説明欄の修繕費59万円は、学校給食共同調理場のボイラーサイフォン間蒸気漏れ修繕や、配送用コンテナキャスター取替修繕などにかかる費用となっております。

続いて8、9ページにお戻りいただきたいと思っております。8、9ページは、歳入の事項別明細書となっております。

一番上の表の、14款、2項、8目総務費国庫補助金、1節総務費補助金7,452万3千円は、歳出でご説明をさせていただきました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に係る費用について、全額国から交付されるものでございます。

次の表の15款、2項、1目総務費県補助金、説明欄、人口減少対策総合交付金29万3千円は、歳出でご説明させていただきました人口減少対策プロモーション委託料増額に伴う県補助金の増額となっております。

次の段の9目商工費県補助金1,500万円は、歳出でご説明させていただきました産業振興推進総合支援事業の県の補助金となっております。

一番下の表の18款、1項、1目財政調整基金繰入金の113万7千円は、今回の補正で財源が不足する費用につきまして、財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

また、2段目の2目その他基金繰入金750万円は、産業振興推進総合支援補助金の財源として、ふるさと納税寄附金基金から繰り入れを行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番（西森勝仁君）

私から1点お尋ねをします。

予算書の 11 ページの物価高騰対策費の 18 節の非課税世帯へ追加配分される 6,300 万円のこの積算基礎と、そして今日議決された後の今後の段取りについて、いつ支給されるのか、対象者にいつ手元に渡するのかをお尋ねをいたします。
住民課長（真辺美紀君）

おはようございます。

私からは、非課税世帯への給付金 2,100 の根拠、積算根拠につきまして説明をさせていただきます。

これまで、令和 3 年度以降に佐川町のほうで実施をしてまいりました、非課税世帯への給付金の対象者は、約 1,900 から 2 千世帯でございました。

参考までに、直近の令和 6 年 12 月末現在の佐川町内の世帯数は 5,901 となっておりますので、約 3 分の 1 の世帯が該当となっております。ですので、今まで 1,900 から 2 千であったということで、今回予算といたしまして 2,100 世帯を計上させていただくものでございます。

続きまして今後のスケジュールですけれども、2 月の中旬にシステム改修を行いまして、その後、対象者を確定するための事務作業を行った後、3 月の中旬に確認書の送付をいたしまして、お支払いの開始は 3 月の下旬を見込んでおります。以上でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

ご説明をいたします。

私からもですね、関連がありますので、その 6,300 万円の上段の 600 万円の子ども加算の分の支給見込みにつきましては、これはですね、先ほど住民課長が申しました対象世帯の中での子供さんがおる世帯、1 人当たり 2 万円の給付になりますが、こちらデータ移行等ですね、改めまして、こちらのほうも別途ですね、確認書の送付というのが必要になりますので、少し住民課のほうの担当の分より少し遅れまして、4 月頃の支給を見込んでおります。以上です。

7 番（西森勝仁君）

今、住民課長の説明によりますと、これから作業を進めていって 3 月下旬に対象者の口座振り込みになると思うんですが、こういうことなようでありますが、この対象、給付を受ける人達は、もうそれがすでに国が決定したということを知っていますので、あれはいつもらえるろう、いつもらえるろうという問い合わせがあるわけでありますが、これからスピーディーに処理をしていただきまして、3 月下旬ということですが、できるだけ早く手元に届くように、この給付金の目的が物価高騰対策でありますので、その趣旨に沿ってスピーディーに進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

休憩します。

休憩 午前9時17分

再開 午前9時18分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号、令和6年度佐川町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第1号は可決されました。

日程第7、議案第2号、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第2号、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、さかわぐるぐるバスのダイヤ改正に伴うさかわぐるぐるバスの路線再編、運賃の改定及び定期券を導入することによるものでございます。

議案の詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

おはようございます。

私のほうからは議案第2号、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

まず参考フォルダにあります参考資料（議案第2号関係）の新旧対照表のほうをご覧ください。

この条例の一部改正につきましては、令和7年3月17日からさかわぐるぐるバスのダイヤ改正を行うとともに、ぐるぐるバスの路線再編及び運賃の改定、定期券の導入をすることによるものです。

まず、路線再編につきましては新旧対照表の1ページ目の第2条になりますが、まずこれまでの循環線でありました中心部ぐるぐる線。これをですね、道の駅佐川線といたしまして、まきのさんの道の駅・佐川から、上郷、佐川駅など、佐川町内の中心部を経由しまして、西佐川へ向かう上下線とするものです。これによる路線再編、それとあと郊外線につきましては、一部路線のほうを変更いたしまして、郊外線の全路線におきまして、各方面から佐川地区に入りまして、佐川地区内の中心部を循環するコース、このように変更するものとしております。

次に運賃改定についてですが、これは2ページ、新旧対照表の2ページの別表第1（第6条の2関係）になりますが、これにつきましてはこれまで佐川地区内におきまして中心部ぐるぐる線、これを利用する方と郊外線、川内ヶ谷でありますとか荷稻、それから紫園、この地区の方が郊外線を利用する方でしたが、この中で佐川地区におきましても運賃が違うということによります意見がありましたことや、昨今の燃料費の高騰など、経費が増加していることを鑑みまして、全路線におきまして1回の乗車につき200円に統一をするものです。

次に定期券の導入についてですが、新旧対照表の3ページ目の一番の下にあります別表第3（第6条の2関係）から、次の4ページに向かいます表を追記するものになりますが、こちらにつきましては定期券1ヵ月を1千円、3ヵ月を3千円、6ヵ月を5千円とし、これまで日常的に利用していただいている方への負担軽減を図るために、利用率の向上を目指すこととしております。

説明につきましては以上です。どうぞよろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番（下川芳樹君）

1点、ご確認をしたいと思います。

定期券ということで、定期券の使用については1ヵ月、それから3ヵ月、6ヵ月というふうなことでございます。ただ説明会の中で、4月1日に購入された場合には1ヵ月丸々使えると。しかしながら途中で、例えば4月の10日に購入した場合には20日間のみとか、そういう条件があったように聞き及んでおります。その定期券をですね、有効に活用いただくために、説明会の中ではまちづくり推進課の窓口で販売するというふうなことでございましたが、何か集活を活用するとか、そういう流れの中でですね、足の不便な皆さんが利用されるわけですので、ぜひそういう配慮をしていただきたいというふうに考えますがいかがでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

定期券のその期間につきましては、下川議員がおっしゃられましたようにその月のですね、1日から末日までをひと月の単位として考えております。

これにつきましては、運転手さんがその定期券の有効期限を確認する必要がありますが、やはりその確認のなんといいですか、細かい日時まであるとなかなかそこが難しいという意見もありまして、他の地域のそういったコミュニティバスをやっているところを参考にしまして、その月単位で、こういうふうに考えております。

それとその定期券の販売につきましては、ちょっと顔写真をどうするとか、そういったところを考えておりまして、ちょっと役場の窓口でないと難しいかなというふうに考えておりまして、今、役場の窓口で販売というふうに考えておりますが、確かに足の不便な方もおります。すぐの販売にはならないかもしれませんが、例えば集落活動センターでそういった写真なんかを撮っていただく手続きなんかもお手伝いいただきながら、そういったところがちょっとできるようでしたら、ちょっとその辺も前向きに考えてみたいと思います。

ご意見どうもありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第2号、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第2号は可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました案件は終了しました。

町長、挨拶を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは閉会にあたりまして、ご挨拶をさせていただきます。

本日は、本臨時会に提案をいたしました議案につきまして、適切なるご決定を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

今回の一般会計補正予算につきましては、ご指摘もありましたように関係機関と密に連携をし、スピード感を持って事業実施に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

まだまだ寒い日が続くことが予想されますので、議員の皆様方には体調管理には十分注意していただきたいと思います。

今後とも、議員の皆様には執行部に対しましてご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

本日の会議はこれをもって終わります。

令和7年第1回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前9時28分

